

号) 附則第六条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる新株の引受権(同法附則第七条第一項前段の規定によりなお従前の例によることとされる新株引受権付社債に付されたものを含む。)の行使又は司法附則第七条第一項前段の規定によりなお従前の例によることとされる転換社債の転換の請求」とする。

附 則 (平成一六年一二月一三日 法務省令第八六号)

この省令は、平成十七年一月一日から施行する。

附 則 (平成一七年一月一三日 法務省令第四号)

(施行期日)
この省令は、平成十七年二月一日から施行する。

附 則 (平成一七年一月一三日 法務省令第四号)

1 (施行期日)
この省令は、平成十七年二月一日から施行する。ただし、商法施行規則第一百三十三条第一項第七号及び第一百三十二条の改正規定並びに次項は、公布の日から施行する。

2 (施行期日)
(營業報告書及び監査報告書に関する経過措置)
この省令による改正後の商法施行規則第一百三条第一項第七号及び第一百三十二条の規定は、平成十六年四月一日以後に開始する営業年度に係る決算期に関して作成すべき営業報告書及び監査報告書(その作成に代えて作成すべき電磁的記録を含む。以下この項において同じ。)について適用する。ただし、この省令の公布の日前に終了した営業年度に係る決算期に関して作成すべき営業報告書及び監査報告書については、なお従前の例によることができる。

附 則 (平成一八年二月七日 法務省令第二二号) 抄

(施行期日)
第一条 この省令は、法の施行の日から施行する。

(商法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第十一条 第七十五条の規定は、会社法整備法第九十条の規定によりなお従前の例によるものとされた株主総会の決議により会計参与を選任する場合について準用する。

2 第八十三条の規定は、会社法整備法第九十条の規定によりなお従前の例によるものとされた株主総会の決議により会計参与の報酬等を定める場合について準用する。

附 則 (平成一八年三月二九日 法務省令第二八号) 抄

(施行期日)
第一条 この省令は、会社法(平成十七年法律第八十六号)の施行の日から施行する。ただし、

附則第二条及び第三条の規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一八年一二月二二日 法務省令第八七号) 抄

(施行期日)
この省令は、平成十九年一月二十日から施行する。

附 則 (平成三一年三月二九日 法務省令第一六号)

この省令は、商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律の施行の日(平成三十一年四月一日)から施行する。

附 則 (令和五年一二月二七日 法務省令第四九号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三一年三月二九日 法務省令第一六号)

この省令は、商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律の施行の日(平成三十一年四月一日)から施行する。